

令和3年9月10日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県市長会長 佐藤 栄一

栃木県町村会長 古口 達也

こども医療費助成制度拡充の要望

こども医療費助成制度については、疾病の早期発見や早期治療、重篤化の防止などに有効であり、特に現物給付による助成は、子育て世帯の経済的な負担軽減と利便性の向上が図られ、安心して子どもを生み育てるために重要な制度であり、栃木県の助成制度と連携しながら、各市町において取り組んできたところであります。

県においては、これまで段階的に制度を拡充していただき、平成27年度時点では、助成対象年齢を小学生まで、現物給付を未就学児までとしていただいたところですが、各市町の多くが制度の重要性や必要性から更なる拡充を図り、現状では、中学生まではすべての市町が助成対象としております。

こうした状況の中、令和2年の本県の合計特殊出生率が史上最低「1.34」となったことは、改めて少子化に対する強い危機感を抱き、総合的で強力な対策が喫緊の課題であると考えております。

県民が願う子育て環境の第一は、経済的な負担がなく、県内のどこに住もうとも安心して受診できる子どもへの医療であり、今後は、県と市町がより一層協力連携し、とちぎ創生15戦略（第2期）が目指す「妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援」が行えるよう、市長会・町村会の統一要望として、こども医療費助成制度の拡充について下記のとおり強く要望いたします。

記

- 1 県の助成制度について、当面对象年齢を義務教育期間である中学生までとし、現物給付についても助成率1／2を確保するとともに、レセプト代など自己負担分も助成対象とすること。
- 2 現物給付に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を全面的に廃止するとともに、将来的には全国一律の制度化を検討するよう、国に対して働きかけること。

以上